

資料 2 - 6

泊発電所 3 号炉審査資料

資料番号	DB061N r. 16. 1
提出年月日	令和5年12月13日

泊発電所 3 号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(設計基準対象施設等)

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止
(その他外部事象)

令和 5 年 1 2 月
北海道電力株式会社

泊発電所 3号炉
外部からの衝撃による損傷の防止
(その他外部事象)

第6条：外部からの衝撃による損傷の防止
(その他外部事象)

<目 次>

1. 基本方針

- 1.1 要求事項の整理
- 1.2 追加要求事項に対する適合性
 - (1) 位置、構造及び設備
 - (2) 安全設計方針
 - (3) 適合性説明
- 1.3 気象等
- 1.4 設備等

2. 外部からの衝撃による損傷の防止

別添 外部事象の考慮について

<概要>

1. において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。
2. において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備、運用等について説明する。

1. 基本方針

1.1 要求事項の整理

外部からの衝撃による損傷の防止について、設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条において、追加要求事項を明確化する（第1.1.1表）。

第1.1.1表 設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条 要求事項

設置許可基準規則第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)	技術基準規則第7条 (外部からの衝撃による損傷の防止)	備考
安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならぬ。	設計基準対象施設（兼用キャスクを除く。）が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】
2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。		【追加要求事項】
3 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。	2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からのおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）により発電用原子炉施設（兼用キャスクを除く。）の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】
	3 航空機の墜落により発電用原子炉施設（兼用キャスクを除く。）の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	

1.2 追加要求事項に対する適合性

(1) 位置、構造及び設備

五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

□ **発電用原子炉施設の一般構造**

(3) その他の主要な構造

本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本の方針の基に安全設計を行う。

a. 設計基準対象施設

(a) 外部からの衝撃による損傷の防止

安全施設は、発電所敷地で想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象（地震及び津波を除く。）又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても安全機能を損なわない設計とする。

なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。

上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏まえ、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力について、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせる。

また、安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。

なお、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、確率的要因により設計上考慮する必要はない。また、ダムの崩壊については、立地的要因により考慮する必要はない。

自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）の組合せについては、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積

雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮する。事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。

ここで、想定される自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設、設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。

(a-1) 風（台風）

安全施設は、設計基準風速による風荷重に対し、安全施設及び安全施設を内包する建屋の構造健全性の確保若しくは風（台風）による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。

(a-2) 竜巻

安全施設は、想定される竜巻が発生した場合においても、作用する設計荷重に対して、その安全機能を損なわない設計とする。また、安全施設は、過去の竜巻被害状況及び発電所のプラント配置から想定される竜巻に随伴する事象に対して、安全機能を損なわない設計とする。

竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻の最大風速は、 100m/s とし、設計荷重は、設計竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物が安全施設に衝突する際の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全施設に常時作用する荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重等を適切に組み合わせたものとして設定する。

安全施設の安全機能を損なわないようにするため、安全施設に影響を及ぼす飛来物の発生防止対策を実施するとともに、作用する設計荷重に対する安全施設及び安全施設を内包する区画の構造健全性の確保若しくは飛来物によ

る損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。

飛来物の発生防止対策として、飛来物となる可能性のあるもののうち、資機材、車両等については、飛来した場合の運動エネルギー又は貫通力が設定する設計飛来物より大きなものに対し、固縛、固定又は防護すべき施設からの離隔を実施する。

(a-3) 凍結

安全施設は、設計基準温度による凍結に対し、安全施設及び安全施設を内包する建屋の構造健全性の確保若しくは凍結を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。

(a-4) 降水

安全施設は、設計基準降水量による浸水及び荷重に対し、安全施設及び安全施設を内包する建屋の構造健全性の確保若しくは降水による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。

(a-5) 積雪

安全施設は、設計基準積雪量による荷重及び閉塞に対し、安全施設及び安全施設を内包する建屋の構造健全性の確保若しくは積雪による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。

(a-6) 落雷

安全施設は、設計基準電流値による雷サージに対し、安

全機能を損なわない設計とすること若しくは雷サージによる損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。

(a-7) 地滑り

安全施設は、地滑りに対し、斜面からの離隔距離を確保し地滑りのおそれがない位置に設置すること、若しくは地滑りによる損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。

(a-8) 火山の影響

安全施設は、発電所の運用期間中において発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚20cm、粒径4mm以下、密度 0.7 g/cm^3 （乾燥状態）～ 1.5 g/cm^3 （湿潤状態）の降下火砕物に対し、以下のようないくつかの設計とすることにより降下火砕物による直接的影響に対して機能維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。

- ・構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること
- ・水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とすること
- ・換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影响（閉塞）に対して降下火砕物が侵入しにくい設計とすること
- ・水循環系の内部における摩耗並びに換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影响（摩耗）に対して摩耗しにくい設計とすること
- ・構造物の化学的影响（腐食）、水循環系の化学的影响（腐

食) 並びに換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること

- ・発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室空調装置は降下火碎物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること
- ・電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下に対して空気を取り込む機構を有する安全保護系計装盤及び非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）の設置場所の換気空調設備は降下火碎物が侵入しにくい設計とすること
- ・降下火碎物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火碎物の除去や換気空調設備外気取入口の平型フィルタの取替え若しくは清掃又は換気空調設備の停止若しくは外気との連絡口を遮断し、閉回路循環運転の実施により安全機能を損なわない設計とすること

さらに、降下火碎物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、発電所の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できることにより安全機能を損なわない設計とする。

(a-9) 生物学的事象

安全施設は、生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入に対し、その安全機能を損なわない設計とする。

海生生物であるクラゲ等の発生に対しては、クラゲ等を含む塵芥による原子炉補機冷却海水設備等への影響を防止するため、除塵装置及び海水ストレーナを設置し、必要に応じて塵芥を除去すること、小動物の侵入に対しては、屋内施設は建屋止水処置により、屋外施設は、端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより、安全施設の生物学的事象に対する健全性の確保若しくは生物学的事象による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損な

わない設計とする。

(a-10) 外部火災（森林火災、爆発及び近隣工場等の火災）

安全施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。

想定される森林火災の延焼防止を目的として、発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等を基に求めた最大火線強度(33,687kW/m)から算出される防火帯(20m以上)を敷地内に設ける。

ただし、火線強度があがりやすいササ草原を擁しつつ斜面に面する敷地北部は最大火線強度(114,908kW/m)から算出される防火帯(46m以上)を敷地内に設ける。

防火帯は延焼防止効果を損なわない設計とし、防火帶に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とする。

また、森林火災による熱影響については、最大火炎輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により安全施設の安全機能を損なわない設計とする。

発電所敷地又はその周辺で想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)として、想定される近隣の産業施設の火災・爆発については、離隔距離の確保により安全施設の安全機能を損なわない設計とする。

また、想定される発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災については、離隔距離を確保すること、その火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全施設の安全機能を損なわない設計とする。

外部火災による屋外施設への影響については、屋外施設の温度を許容温度以下とすることで安全施設の安全機能を損なわない設計とする。

また、外部火災の二次的影響であるばい煙及び有毒ガスによる影響については、換気空調設備等に適切な防護

対策を講じることで安全施設の安全機能を損なわない設計とする。

(a - 11) 高潮

安全施設（非常用取水設備を除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さ（T. P. 10.0m）以上に設置することで、その安全機能を損なわない設計とする。

(a - 12) 有毒ガス

安全施設は、想定される有毒ガスの発生に対し、中央制御室空調装置等により、中央制御室の居住性を損なわない設計とする。

(a - 13) 船舶の衝突

安全施設は、航路を通行する船舶の衝突に対し、航路からの離隔距離を確保することにより、安全施設の船舶の衝突に対する健全性の確保若しくは船舶の衝突による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。

(a - 14) 電磁的障害

安全施設は、電磁的障害による擾乱に対し、制御盤へ入線する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、外部からの信号入出力部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、安全施設の電磁的障害に対する健全性の確保若しくは電磁的障害による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。

(2) 安全設計方針

1.1.1 安全設計の基本方針

1.1.1.4 外部からの衝撃による損傷の防止

発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮する。また、これらの自然現象について関連して発生する自然現象も含める。

これらの事象について、海外の評価基準を考慮の上、発電所及びその周辺での発生の可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包絡性の観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。

安全施設は、これらの自然現象（地震及び津波を除く。）又はその組合せに遭遇した場合において、**自然現象**そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても、安全機能を損なわない設計とする。

なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。

上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏まえ、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力について、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせる。

発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）は、網羅的に抽出するために、発電所敷地又はその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等の事象を考慮する。

これらの事象について、海外の評価基準を考慮の上、発電所

及びその周辺での発生可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包絡性の観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物(航空機落下)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。

安全施設は、これらの発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して安全機能を損なわない設計とする。

なお、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)のうち、飛来物(航空機落下)については、確率的要因により設計上考慮する必要はない。また、ダムの崩壊については、立地的要因により考慮する必要はない。

自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)の組合せについては、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を考慮する。事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畠することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。

ここで、想定される自然現象及び発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設、設備等(重大事故等対処設備を含む。)への措置を含める。

1.8 外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本方針

安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全機能を損なわない設計とする。安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されている重要度分類（以下1.8では「安全重要度分類」という。）のクラス1，クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。

その上で、上記構築物、系統及び機器の中から、発電用原子炉を停止するため、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器並びに使用済燃料ピットの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器を外部事象から防護する対象（以下「外部事象防護対象施設」という。）とし、機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。

また、外部事象防護対象施設を内包する建屋は、機械的強度を有すること等により、内包する外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計及び外部事象防護対象施設へ波及的影響を及ぼさない設計とする。ここで、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋を併せて、外部事象防護対象施設等という。

上記に含まれない構築物、系統及び機器は、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。

1.8.1 風（台風）防護に関する基本方針

建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号より設定した設計基準風速（36m/s、地上高10m、10分間平均）の風によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。

その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準風速（36m/s、地

上高 10m, 10 分間平均) の風荷重に対し機械的強度を有することにより安全機能を損なわない設計とする。

また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、風（台風）により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。

タンクについては、「消防法」(危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第4条の19)において、日本最大級の台風の最大瞬間風速 (63m/s, 地上高 15m)に基づく風荷重に対する設計が現在でも要求されている。

なお、風（台風）に伴う飛来物による影響は、竜巻影響評価にて想定する設計飛来物の影響に包絡される。

ここで、風（台風）に関連して発生する可能性がある自然現象としては、落雷及び高潮が考えられる。落雷については、同時に発生するとしても、個々の事象として考えられる影響と変わらない。高潮については、安全施設（非常用取水設備を除く。）は高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。

1.8.2 竜巻防護に関する基本方針

1.8.2.1 設計方針【「6条（竜巻）」参照】

1.8.3 凍結防護に関する基本方針

小樽特別地域気象観測所での観測記録（1943年～2021年）により設定した設計基準温度である-19.0°Cの低温による凍結によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1, クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。

その上で、外部事象防護対象施設等は、屋内施設については換気空調設備により環境温度を維持し、屋外施設については保温等の凍結防止対策を必要に応じて行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。

また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、凍結した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。

1.8.4 降水防護に関する基本方針

寿都特別地域気象観測所での観測記録（1938年～2021年）により設定した設計基準降水量（57.5mm/h）の降水によってその安全機能

が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。

その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準降水量(57.5mm/h)による浸水に対し、構内排水設備による海域への排水及び浸水防止のための建屋止水処置により、安全機能を損なわない設計とともに、外部事象防護対象施設及び機能を喪失することで上位クラスの安全機能に影響を及ぼす可能性のある屋外施設は、設計基準降水量(57.5mm/h)による荷重に対し、構内排水設備による海域への排水により、安全機能を損なわない設計とする。

また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、降水により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。

1.8.5 積雪防護に関する基本方針

寿都特別地域気象観測所での観測記録(1893年～2021年)により設定した設計基準積雪量(189cm)の積雪によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。

その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準積雪量(189cm)の積雪荷重に対し機械的強度を有すること、給排気口を閉塞させないことにより安全機能を損なわない設計とする。

また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、積雪により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。

1.8.6 落雷防護に関する基本方針

電気技術指針JEAG4608-2007「原子力発電所の耐雷指針」を参照し設定した設計基準電流値(100kA)の落雷によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。

その上で、外部事象防護対象施設等は、雷害防止対策として、原子炉建屋等への避雷針の設置、接地網の敷設による接地抵抗の低減等を行うとともに、安全保護回路への雷サージ侵入の抑制を図る回

路設計を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。

また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、落雷により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。

1.8.7 地滑り防護に関する基本方針

地滑りによってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。

その上で、外部事象防護対象施設等は、斜面からの離隔距離を確保し地滑りのおそれがない位置に設置することにより安全機能を損なわない設計とする。

また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、地滑りにより損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。

1.8.8 火山防護に関する基本方針

1.8.8.1 設計方針【「6条（火山）」参照】

1.8.9 生物学的事象防護に関する基本方針

生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。

その上で、外部事象防護対象施設等及び機能を喪失することで上位クラスの安全機能に影響を及ぼす可能性のある屋外施設は、海生生物であるクラゲ等の発生に対して、塵芥による原子炉補機冷却海水設備等への影響を防止するため、除塵装置及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナを設置し、必要に応じて塵芥を除去することにより、安全機能を損なわない設計とする。

小動物の侵入に対しては、屋内施設は建屋止水処置等により、屋外施設は端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。

また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、生物学的事象により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。

1.8.10 外部火災防護に関する基本方針

1.8.10.1 設計方針【「6条（外部火災）」参照】

1.8.11 高潮防護に関する基本方針

高潮によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。

その上で、外部事象防護対象施設及び機能を喪失することで上位クラスの安全機能に影響を及ぼす可能性のある屋外施設（非常用取水設備を除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さ（T.P. 10.0m）以上に設置することで、安全機能を損なわない設計とする。

1.8.12 有毒ガス防護に関する基本方針

有毒ガスの漏えいについては固定施設（石油コンビナート施設等）と可動施設（陸上輸送、海上輸送）からの流出が考えられる。発電所周辺には、以下の交通運輸状況及び産業施設がある。

発電所敷地境界付近には国道229号線があり、発電所に近い鉄道路線には北海道旅客鉄道株式会社函館本線がある。

発電所沖合の航路は、中央制御室からの離隔距離が確保されている。

発電所周辺の石油コンビナート施設については、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設は存在しない。なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は東北東約70kmの石狩地区である。

これらの主要道路、鉄道路線、主要航路及び石油コンビナート施設は発電所から離隔距離が確保されており、危険物を積載した車両及び船舶を含む事故等による発電所への有毒ガスの影響を考慮する必要はない。

また、中央制御室の換気空調設備については、外気との連絡口を遮断し、閉回路循環運転の実施により中央制御室の居住性を損なうことはない。

1.8.13 船舶の衝突防護に関する基本方針

航路を通行する船舶の衝突に対し、航路からの離隔距離を確保することにより、安全施設が安全機能を損なわない設計とする。

小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも、敷地前面の防波堤等

に衝突して止まることから海水の取水性を損なうことはない。また、万が一防波堤を通過した場合であっても、取水口の呑口高さが十分低いことから、浮遊する小型船舶が海水取水口呑口に到達するおそれはない。また、仮に取水口呑口に到達することを想定しても、取水口に設置されているパイプスクリーンにより侵入は阻害され、呑口の閉塞が生じることはないため、海水の取水性を損なうことはない。

船舶の座礁により重油流出事故が発生した場合は、オイルフェンスを設置する措置を講じる。

したがって、船舶の衝突によって取水路が閉塞することではなく、安全施設の安全機能を損なうことはない。

1.8.14 電磁的障害防護に関する基本方針

安全保護系の計測制御回路は、電磁的障害による擾乱に対して、制御盤へ入線する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、外部からの信号入出力部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、影響を受けない設計としている。

したがって、電磁的障害により安全施設の安全機能を損なうことはない。

(3) 適合性の説明

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第六条 安全施設(兼用キャスクを除く。)は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

- 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。
- 3 安全施設(兼用キャスクを除く。)は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。)に対して安全機能を損なわないものでなければならない。

適合のための設計方針

第1項について

発電所敷地で想定される自然現象(地震及び津波を除く。)については、敷地及び敷地周辺の自然環境を基に洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定し、設計基準を設定するに当たっては、発電所の立地地域である泊村に対する規格・基準類による設定値及び発電所の最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所で観測された過去の記録並びに小樽特別地域気象観測所で観測された過去の記録を基に設定する。また、これらの自然現象ごとに関連して発生する可能性がある自然現象も含める。

安全施設は、発電所敷地で想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。ここで、発電所敷地で想定される自然現象に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設、設備等(重大事故等対処設備を含む。)への措置を含める。また、発電所敷地で想定される自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として安全施設で生じ得る環境条件を考慮する。

発電用原子炉施設のうち安全施設は、以下のとおり条件を設定し、自然現象によって発電用原子炉施設の安全機能を損なわない設計とする。

(1) 洪水

敷地周辺の河川としては、敷地から約2kmに二級河川（堀株川、発足川、玉川）及び敷地北側の茶津川（流域面積2.9km²）があるが、泊発電所の西側は日本海に面し、他の三方を丘陵地に囲まれた地形となっており、いずれの河川も丘陵地により発電所とは隔てられている。

こうした敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることはない。

なお、泊発電所は、玉川及び茶津川から専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。

(2) 風（台風）

建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号によると、泊村（古宇郡）において建築物を設計する際に要求される基準風速は36m/s（地上高10m、10分間平均）である。

安全施設は、建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号を参照し、設計基準風速（36m/s、地上高10m、10分間平均）の風（台風）が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。

その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準風速（36m/s、地上高10m、10分間平均）の風荷重に対し機械的強度を有することにより安全機能を損なわない設計とする。

また、上記以外の安全施設については、風（台風）に対して機能を維持すること若しくは風（台風）による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。

なお、小樽特別地域気象観測所での観測記録（1943年～2021年）によれば最大風速は27.9m/s（1954年9月27日）であり、設計基準風速に包絡される。

ここで、風（台風）に関連して発生する可能性がある自然現象としては、落雷及び高潮が考えられる。落雷については、同時に発生するとしても、「(7)落雷」に述べる個々の事象として考えられる影響と変わらない。

高潮については、「(12)高潮」に述べるとおり、安全施設（非常用取水設備を除く。）は影響を受けることのない敷地高さに設置し、安全機能を損なわない設計とする。

なお、風（台風）に伴い発生する可能性のある飛来物による影響について

は、竜巻影響評価において想定している設計飛来物の影響に包絡される。

(3) 竜巻

安全施設は、設計竜巻の最大風速100m/sによる風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重等に対して安全機能を損なわないために、飛来物の発生防止対策及び竜巻防護対策を行う。

a. 飛来物の発生防止対策

竜巻により発電所構内の資機材等が飛来物となり、外部事象防護対象施設等が安全機能を損なわないために、以下の対策を行う。

- ・外部事象防護対象施設等へ影響を及ぼす資機材及び車両については、固縛、固定、外部事象防護対象施設等及び竜巻飛来物防護対策設備からの離隔、頑健な建屋内収納又は撤去する。

b. 竜巻防護対策

固縛等による飛来物の発生防止対策ができないものが飛来し、安全施設が安全機能を損なわないように、以下の対策を行う。

- ・外部事象防護対象施設を内包する区画及び竜巻飛来物防護対策設備により、外部事象防護対象施設を防護し、構造健全性を維持し安全機能を損なわない設計とする。
- ・外部事象防護対象施設の構造健全性が維持できない場合には、代替設備の確保、損傷した場合の取替え又は補修が可能な設計とすることにより安全機能を損なわない設計とする。

ここで、竜巻は積乱雲や積雲に伴って発生する現象であり、積乱雲の発達時に竜巻と同時発生する可能性のある自然現象は、雷、雪、ひょう及び降水である。これらの自然現象の組合せにより発生する荷重は、設計竜巻荷重に包含される。

(4) 凍結

小樽特別地域気象観測所での観測記録（1943年～2021年）によれば、最低気温は−18.0℃（1954年1月24日）である。

安全施設は、設計基準温度（−19.0℃）の低温が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。

その上で、外部事象防護対象施設等は、上記観測記録を考慮し、屋内施設については換気空調設備により環境温度を維持し、屋外施設については保温等の凍結防止対策を必要に応じて行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。

また、上記以外の安全施設については、低温による凍結に対して機能を維

持すること若しくは低温による凍結を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。

(5) 降水

寿都特別地域気象観測所での観測記録（1938年～2021年）によれば、最大1時間降水量は57.5mm（1990年7月25日）である。

安全施設は、発電用原子炉施設内において設計基準降水量（57.5mm/h）の降水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。

その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準降水量（57.5mm/h）の降水に対し、構内排水設備による海域への排水、浸水防止のための建屋止水処置等により、安全機能を損なわない設計とする。

また、上記以外の安全施設については、降水に対して機能維持すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。

なお、森林法に基づく林地開発許可に関する審査基準等を示した「北海道林地開発許可制度の手引き（令和4年9月）」及び「北海道の大雨資料（第14編）（令和3年1月）」によると、発電所敷地における対象区域の確率雨量強度は「神恵内」及び「共和」に分類され、10年確率で想定される雨量強度は32mm/hであり、設計基準降水量に包絡される。

ここで、降水に関連して発生する可能性がある自然現象としては、土石流、土砂崩れ及び地滑りが考えられる。土石流、土砂崩れ及び地滑りについては、同時に発生するとしても、「(8)地滑り」に述べる個々の事象として考えられる影響と変わらない。

(6) 積雪

寿都特別地域気象観測所での観測記録（1893年～2021年）によれば、月最深積雪は189cm（1945年3月17日）である。

安全施設は、発電用原子炉施設内において設計基準積雪量（189cm）の積雪が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。

その上で、外部事象防護対象施設等は、設計基準積雪量（189cm）の積雪荷重に対し機械的強度を有することにより安全機能を損なわない設計とする。

また、設計基準積雪量（189cm）に対し給排気口を閉塞させないことによ

り安全機能を損なわない設計とする。

また、上記以外の安全施設については、積雪に対して機能を維持すること若しくは積雪による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での除雪、修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。

なお、建築基準法及び同施行令第86条第3項に基づく北海道建築基準法施行細則によると、建築物を設計する際に要求される基準積雪量は、泊村においては150cmであり、設計基準積雪量に包絡される。

積雪事象は、気象予報により事前に予測が可能であり、進展も緩やかであるため、建屋屋上等の除雪を行うことで積雪荷重の低減及び給排気口の閉塞防止、構内道路の除雪を行うことでプラント運営に支障をきたさない措置が可能である。

(7) 落雷

電気技術指針JEAG4608-2007「原子力発電所の耐雷指針」を参考し設定した最大雷撃電流値は、100kAである。

泊発電所を中心とした標的面積3km²の範囲で観測された雷撃電流の最大値は48kAである。

安全施設は、電気技術指針JEAG4608-2007「原子力発電所の耐雷指針」を参考し、設計基準電流値（100kA）の落雷が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。

その上で、外部事象防護対象施設等の雷害防止対策として、原子炉建屋等への避雷針の設置、接地網の敷設による接地抵抗の低減等を行うとともに、安全保護系への雷サージ侵入の抑制を図る回路設計を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。

また、上記以外の安全施設については、落雷に対して機能を維持すること若しくは落雷による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。

(8) 地滑り

地すべり地形分布図（独立行政法人防災科学技術研究所発行）及び土砂災害危険箇所図（国土交通省国土政策局発行）を参考して実施した調査

（机上調査及び現地調査による詳細検討）の結果より、泊発電所周辺の地滑り地形は第1. 10. 1図、土石流危険区域は第1. 10. 2図、急傾斜地崩壊危険箇所は第1. 10. 3図に示すとおり、複数の地滑り地形、土石流危険区域及び

急傾斜地崩壊危険箇所が確認されている。これらの地滑り地形による地滑り、土石流危険区域における土石流及び急傾斜地の崩壊に対して、安全施設の安全機能を損なわない設計とする。

その上で、外部事象防護対象施設等は、斜面からの離隔距離を確保し地滑り・土石流及び急傾斜地の崩壊のおそれがない位置に設置することにより安全機能を損なわない設計とする。

また、上記以外の安全施設については、斜面からの離隔距離を確保し地滑り・土石流及び急傾斜地の崩壊のおそれがない位置に設置すること若しくは地滑り・土石流による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。

(9) 火山の影響

外部事象防護対象施設等は、降下火碎物による直接的影響及び間接的影響が発生した場合においても、安全機能を損なわないよう以下の設計とする。

a. 直接的影響に対する設計

外部事象防護対象施設等は、直接的影響に対して、以下により安全機能を損なわない設計とする。

- ・構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること
- ・水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とすること
- ・換気系、電気系及び計測制御系の機械的影响（閉塞）に対して降下火碎物が侵入しにくい設計とすること
- ・水循環系の内部における摩耗並びに換気系、電気系及び計測制御系の機械的影响（摩耗）に対して摩耗しにくい設計とすること
- ・構造物の化学的影响（腐食）、水循環系の化学的影响（腐食）並びに換気系、電気系及び計測制御系の化学的影响（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること
- ・発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室空調装置は降下火碎物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること
- ・電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下に対して空気を取り込む機構を有する安全保護系計装盤及び非常用の計装用インバータ（無停電电源装置）の設置場所の換気空調設備は降下火碎物が侵入しにくい設計とすること
- ・降下火碎物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火碎物の除去や換気空調設備外気取入口の平型フィルタの取替え若しくは清掃

又は換気空調設備の停止若しくは外気との連絡口を遮断し、閉回路循環運転の実施により安全機能を損なわない設計とすること

また、上記以外の安全施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。

b. 間接的影響に対する設計

降下火砕物による間接的影響として考慮する、広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象が生じた場合については、降下火砕物に対してディーゼル発電機の安全機能を維持することで、発電用原子炉の停止及び停止後の発電用原子炉の冷却、並びに使用済燃料ピットの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給がディーゼル発電機により継続できる設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。

(10) 生物学的事象

安全施設は、生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。

その上で、外部事象防護対象施設等は、海生生物であるクラゲ等の発生に対しては、海生生物を含む塵芥による原子炉補機冷却海水設備等への影響を防止するため、除塵装置及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナを設置し、必要に応じて塵芥を除去することにより、安全機能を損なわない設計とする。

小動物の侵入に対しては、屋内施設は建屋止水処置により、屋外施設は端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。

また、上記以外の安全施設については、生物学的事象に対して機能を維持すること若しくは生物学的事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。

(11) 森林火災

敷地外の森林から出火し、敷地内の植生へ延焼するおそれがある場合は、

自衛消防隊が出動し、予防散水等の延焼防止措置を行う。また、敷地内の植生へ延焼した場合であっても、森林火災シミュレーション（FARSITE）による影響評価に基づいた防火帯幅を確保すること等により、安全機能が損なわれることはない。

また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消火活動、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。

森林火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む換気空調設備及び屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。

(12) 高潮

安全施設（非常用取水設備を除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さ(T.P. 10.0m)以上に設置することで、安全機能を損なわない設計とする。

なお、発電所周辺海域の潮位については、発電所から南方約5km地点に位置する岩内港で観測された潮位を設計潮位とする。本地点の最高潮位はT.P. 1.00m（1987年9月1日），朔望平均満潮位がT.P. 0.26mである。

自然現象の組合せについては、発電所敷地で想定される自然現象（地震、津波を除く。）として抽出された12事象を基に、被害が考えられない洪水及び津波に包含される高潮を除いた10事象に地震及び津波を加えた12事象を網羅的に検討する。

- ・組み合わせた場合も影響が増長しない（影響が小さくなるものを含む。）
- ・同時に発生する可能性が極めて低い
- ・増長する影響について、個々の事象の検討で包絡されている又は個々の事象の設計余裕に包絡されている
- ・上記以外で影響が増長する

以上の観点より、事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畠することで影響が増長される組合せを特定し、その中から荷重の大きさ等の観点で代表性のある、地震、津波、火山の影響、風（台風）及び積雪の組合せの影響に対し、安全施設は安全機能を損なわない設計とする。組み合わせる事象の規模については、設計基準規模事象同士の組合せを想定する。

ただし、「第四条 地震による損傷の防止」及び「第五条 津波による損傷の防止」の条項において考慮する事項は、各々の条項で考慮し、地震又は津波と組み合わせる自然現象による荷重としては、風（台風）又は積雪

とする。

組合せに当たっては、地震又は津波の荷重の大きさ、最大荷重の継続時間、発生頻度の関係を踏まえた荷重とし、施設の構造等を考慮する。

第2項について

重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせて設計する。なお、過去の記録、現地調査の結果等を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重畠させるものとする。

重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象は、第1項において選定した自然現象に含まれる。また、重要安全施設を含む安全施設は、第1項において選定した自然現象又はその組合せにより、安全機能を損なわない設計としている。安全機能が損なわなければ設計基準事故に至らないため、重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象又はその組合せと設計基準事故に因果関係はない。したがって、因果関係の観点からは、重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を組み合わせる必要はなく、重要安全施設は、個々の事象に対して、安全機能を損なわない設計とする。

また、重要安全施設は、設計基準事故の影響が及ぶ期間に発生すると考えられる自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を適切に考慮する設計とする。

第3項について

発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）は、発電所及びその周辺での発生の可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包絡性の観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。

安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。

ここで、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安

全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設、設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。

（1）飛来物（航空機落下）

発電用原子炉施設への航空機の落下確率は、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成14・07・29 原院第4号（平成14年7月30日 原子力安全・保安院制定））等に基づき評価した結果、約 2.3×10^{-8} 回／炉・年であり、防護設計の要否を判断する基準である 10^{-7} 回／炉・年を超えないため、飛来物（航空機落下）による防護について設計上考慮する必要はない。

（2）ダムの崩壊

敷地周辺の河川としては、敷地から約2kmに二級河川（堀株川、発足川、玉川）及び敷地北側の茶津川（流域面積2.9km²）があるが、敷地周辺には堰堤は存在しない。

また、泊発電所は日本海に面し、三方を丘陵地に囲まれた地形となっており、いずれの河川も発電所とは丘陵地により隔てられている。

こうした状況から、敷地がダムの崩壊による影響を受けることはなく、ダムの崩壊を考慮する必要はない。

なお、敷地から東約8kmの地点に共和ダムが存在するが、これによる影響はない。また、泊発電所は、玉川及び茶津川から専用の導管により淡水を取水しているが、取水経路には原水用の貯水池等はない。

（3）爆発

発電所敷地外10km以内の範囲において、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。

発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、安全機能を損なわない設計とする。

発電所前面の海域には主要航路がなく、発電所から主要航路まで30km以上離れていることから、発電所内の港湾施設には液化石油ガス輸送船舶の入港は想定されないため、発電所周辺の海域を航行する燃料輸送船の爆発により評価対象施設の安全機能が損なわれることはない。

また、上記以外の安全施設については、離隔距離の確保、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。

(4) 近隣工場等の火災

a. 石油コンビナート施設等の火災

発電所敷地外10km以内の範囲において、火災により評価対象施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、火災による安全施設への影響については考慮する必要はない。

発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保等により、安全機能を損なわない設計とする。

発電所港湾内の船舶で火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保等により、安全機能を損なわない設計とする。

b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災

発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による評価対象施設の建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。

c. 航空機墜落による火災

原子炉建屋周辺に航空機が墜落し、燃料火災が発生した場合、直ちに公設消防へ通報するとともに、自衛消防隊が出動し、速やかに初期消火活動を行う。

航空機が外部事象防護対象施設等である原子炉建屋等の周辺で墜落確率が 10^{-7} 回/炉・年以上になる地点へ墜落することを想定しても、火災の影響により安全機能を損なわない設計とする。

また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消火活動、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。

d. 二次的影響（ばい煙等）

石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響

に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む換気空調設備及び屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。

(5) 有毒ガス

有毒ガスの漏えいについては固定施設（石油コンビナート施設等）と可動施設（陸上輸送、海上輸送）からの流出が考えられる。発電所周辺には周辺監視区域が設定されているため、発電用原子炉施設と近隣の施設や周辺道路との間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、中央制御室の居住性を損なうことはない。また、発電所周辺の主要航路を移動中の可動施設から有毒ガスの漏えいを想定した場合も同様に、離隔距離が確保されていることから、中央制御室の居住性を損なうことはない。

また、中央制御室空調装置については、外気との連絡口を遮断し、閉回路循環運転の実施により中央制御室の居住性を損なうことはない。

(6) 船舶の衝突

航路を通行する船舶の衝突に対し、航路からの離隔距離を確保することにより、安全施設が安全機能を損なわない設計とする。

小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも、防波堤等に衝突して止まるところから海水の取水性を損なうことはない。

また、万が一防波堤を通過した場合であっても、取水口の呑口高さが十分低いことから、浮遊する小型船舶が海水取水口呑口に到達するおそれはない。また、仮に取水口呑口に到達することを想定しても、取水口に設置されているパイプスクリーンにより侵入は阻害され、呑口の閉塞が生じることはないため、海水の取水性を損なうことはない。

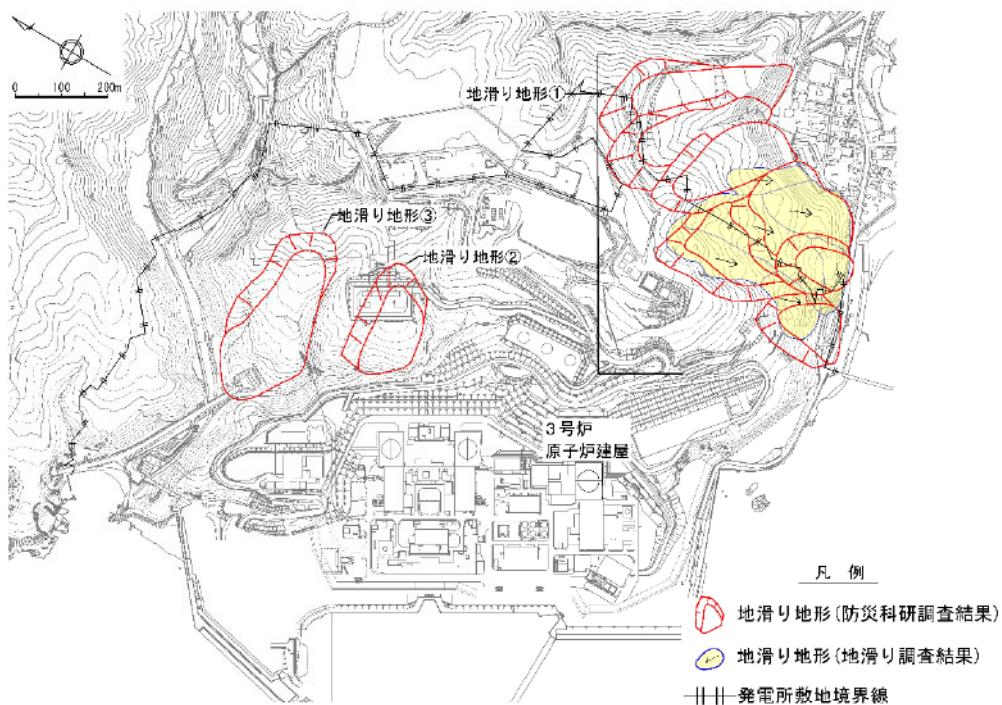
船舶の座礁により、重油流出事故が発生した場合は、オイルフェンスを設置する措置を講じる。

したがって、船舶の衝突によって取水路が閉塞することなく、安全施設が安全機能を損なうことはない。

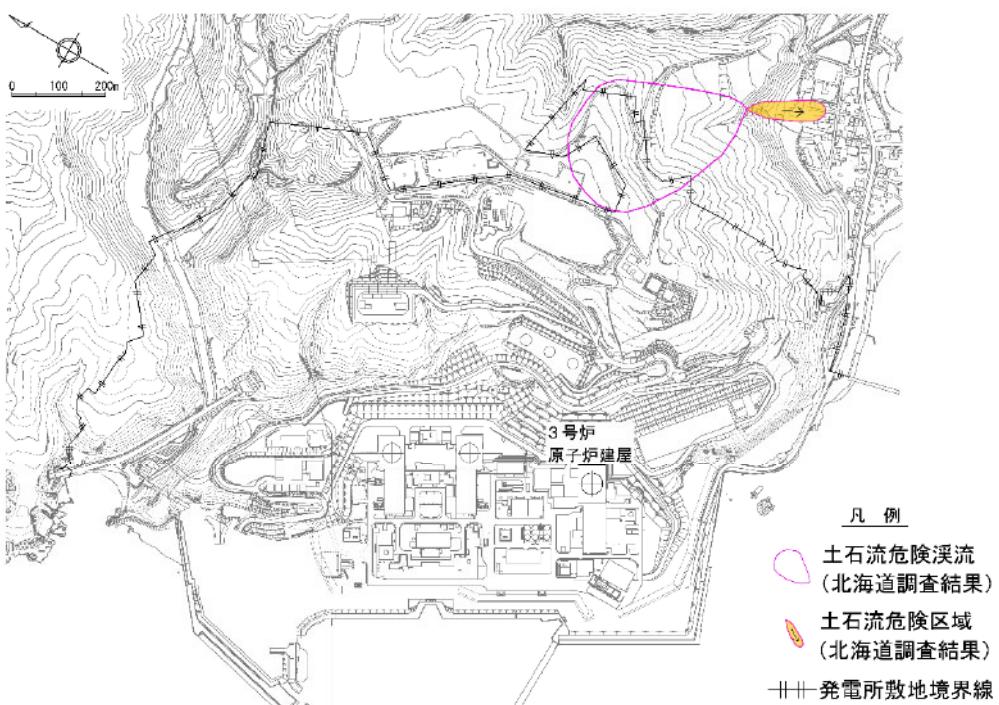
(7) 電磁的障害

安全保護系の計測制御回路は、電磁的障害による擾乱に対して、制御盤へ入線する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、外部からの信号入出力部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、影響を受けない設計としている。

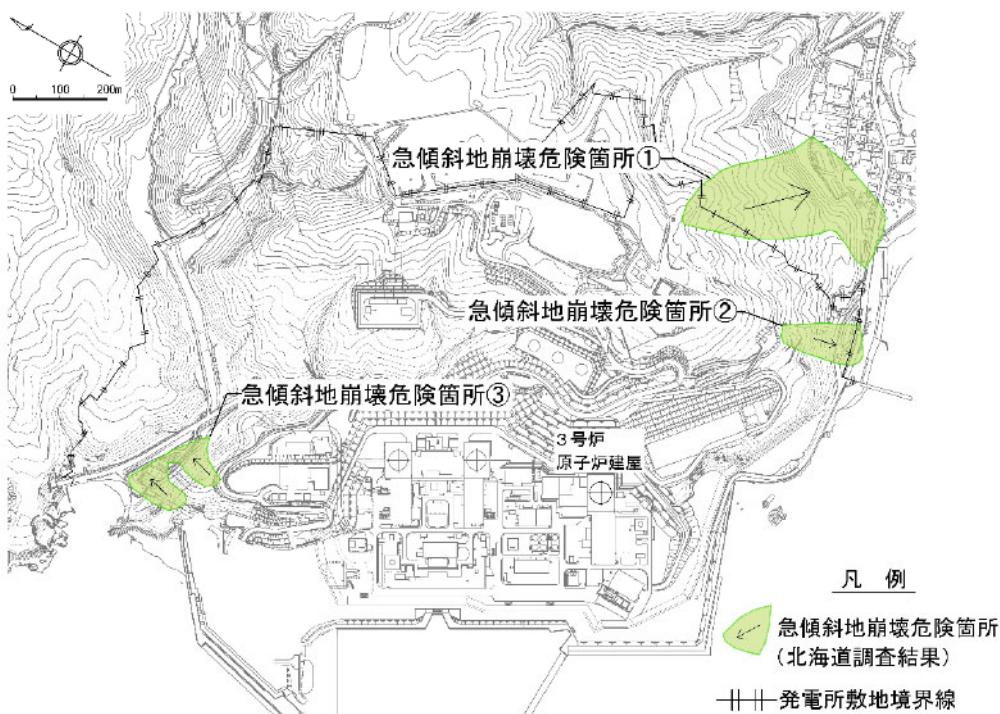
したがって、電磁的障害により安全施設の安全機能を損なうことはない。



第 1.10.1 図 泊発電所周辺の地滑り地形位置図



第 1.10.2 図 泊発電所周辺における土石流危険区域及び土石流危険渓流位置図



第 1. 10. 3 図 泊発電所周辺の急傾斜地崩壊危険箇所位置図

1. 11 参考文献

- (1) Specific Safety Guide (SSG-3) “Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants” IAEA, April 2010
- (2) NUREG/CR-2300 “PRA Procedures Guide”, NRC, January 1983
- (3) ASME/ANS RA-Sa-2009 “Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level 1/Large Early Release Frequency Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications”, February 2009
- (4) NEI 12-06[Rev. 0] “DIVERSE AND FLEXIBLE COPING STRATEGIES (FLEX) IMPLEMENTATION GUIDE”, NEI, August 2012
- (5) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」原子力規制委員会 制定 平成 25 年 6 月 19 日
- (6) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」原子力規制委員会 制定 平成 25 年 6 月 19 日
- (7) 「日本の自然災害」国会資料編纂会 1998 年

- (8) NEI 06-12 "B. 5. b Phase 2 & 3 Submittal Guideline" ,NEI, December 2006
- (9) 「外部ハザードに対するリスク評価方法の選定に関する実施基準：2014」一般社団法人 日本原子力学会 2014年12月
- (10) Safety Requirements No. NS-R-3 "Site Evaluation for Nuclear Installations" , IAEA, November 2003
- (11) NUREG -1407 "Procedural and Submittal Guidance for the Individual Plant Examination of External Events (IPEEE) for Severe Accident Vulnerabilities" , NRC, June 1991
- (12) 「産業災害全史」日外アソシエーツ, 2010年1月
- (13) 「日本災害史辞典 1868-2009」日外アソシエーツ, 2010年9月

1.3 気象等

2. 気象

2.2 最寄りの気象官署等の資料による一般気象

2.2.3 最寄りの気象官署における一般気象⁽²⁾⁽³⁾

(1) 一般気象

寿都測候所（2008年10月以降は寿都特別地域気象観測所に名称変更）及び小樽特別地域気象観測所における一般気象に関する統計を第2.2.2表及び第2.2.3表に示す。

(2) 極値

寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所における観測記録の極値を第2.2.4表から第2.2.17表に示す。

なお、両気象観測所の所在地及び観測項目については第2.2.1表に示す。また、両気象観測所の位置については第2.2.1図に示す。

寿都特別地域気象観測所の観測記録によれば、最低気温－15.7°C（1912年1月3日）、日最大降水量206.3mm（1962年8月3日）、日最大1時間降水量57.5mm（1990年7月25日）、積雪の深さの月最大値189cm（1945年3月17日）、最大瞬間風速53.2m/s（1954年9月26日）及び現気象観測所位置での最大風速20.3m/s（2004年2月23日）である。

小樽特別地域気象観測所の観測記録によれば、最低気温－18.0°C（1954年1月24日）、日最大降水量161.0mm（1962年8月3日）、日最大1時間降水量50.5mm（2017年7月16日）、積雪の深さの月最大値173cm（1945年2月19日）、最大瞬間風速44.2m/s（2004年9月8日）及び最大風速27.9m/s（1954年9月27日）である。

第 2.2.1 表 気象官署の所在地及び観測項目

気象官署名	所在地 ^{注1)}	創立年月日	露場の標高 (m)	観測項目	風速計の高さ (地上高)(m)
寿都特別地域 気象観測所 ^{注2)}	寿都郡寿都町 字新栄町 209 ^{注3)} (南西約 36km)	明治 17 年 6 月 1 日 (1884 年)	33.4 ^{注4)}	気象全般	17.6 ^{注5)}
小樽特別地域 気象観測所 ^{注6)}	小樽市勝納町 16 番 13 号 (東北東約 43km)	昭和 18 年 1 月 1 日 (1943 年)	24.9	気象全般	13.6 ^{注7)}

注 1) () 内は敷地からの方位と距離

注 2) 寿都特別地域気象観測所は、2008 年 10 月に寿都測候所から名称変更した。

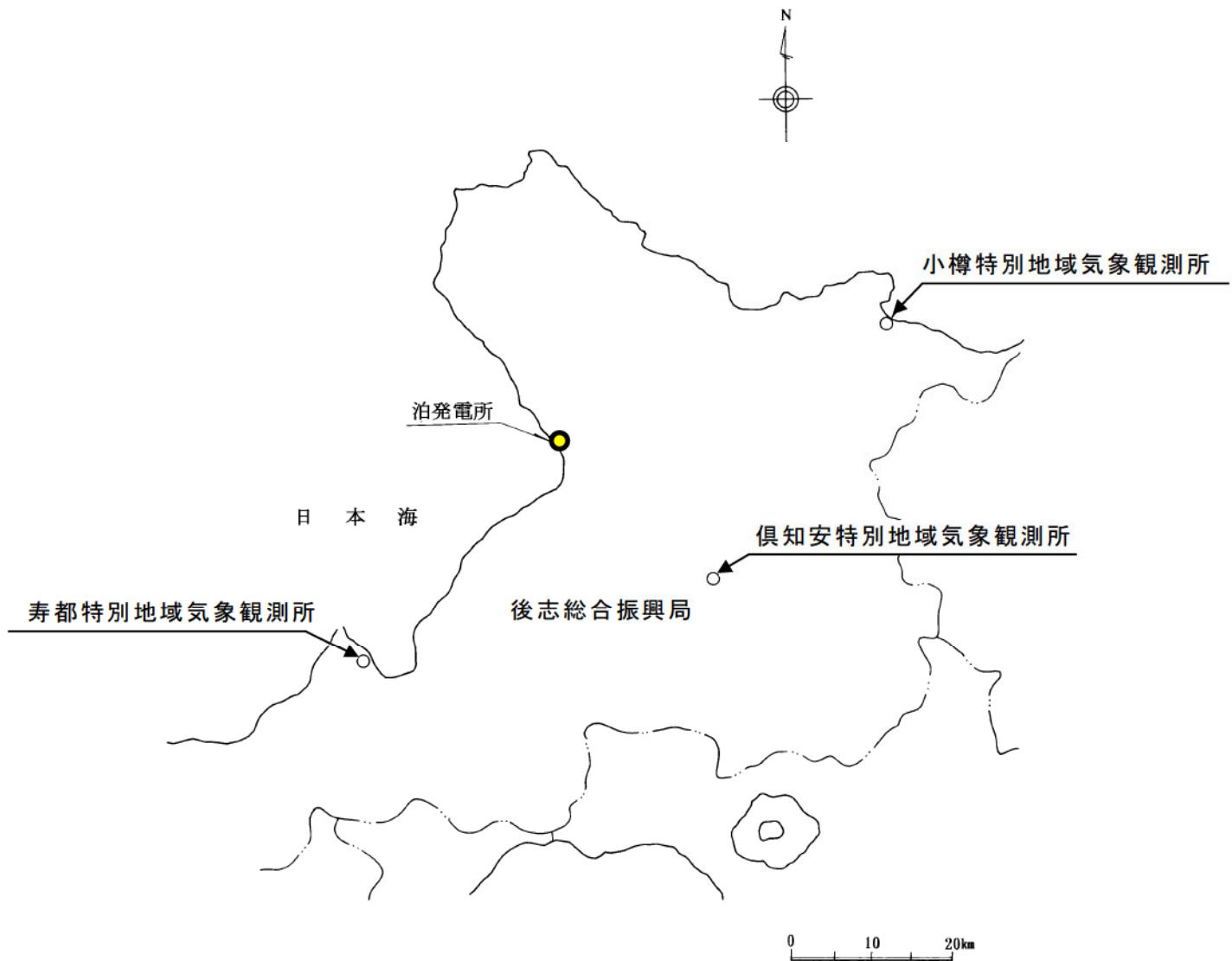
注 3) 所在地は、1989 年 9 月までは寿都郡寿都町字開進町 65 である。

注 4) 露場の標高は、1989 年 9 月までは 15.8m である。

注 5) 風速計の高さは、1989 年 9 月までは 9.9m, 1997 年 12 月までは 13.5m, 2008 年 9 月
までは 13.4m, 2011 年 9 月までは 17.4m である。

注 6) 小樽特別地域気象観測所は、1999 年 3 月に小樽測候所から名称変更した。

注 7) 風速計の高さは、1999 年 2 月までは 12.3m, 2000 年 11 月までは 12.2m, 2012 年 10
月までは 13.4m である。



第 2.2.1 図 気象観測所の位置

第2.2.2表 気候表[概要]（寿都特別地域気象観測所）

要素	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年	統計期間
平均気温(°C)	-2.3	-1.9	1.2	6.5	11.5	15.4	19.5	21.2	18.1	12.1	5.6	-0.3	8.9	1991～2020年	
最高気温の平均(°C)	-0.2	0.3	3.9	10.2	15.7	19.2	23.0	24.6	21.6	15.6	8.4	2.0	12.0	1991～2020年	
最低気温の平均(°C)	-4.7	-4.6	-1.7	2.8	7.8	12.3	16.8	18.4	14.6	8.4	2.3	-2.8	5.8	1991～2020年	
相対湿度(%)	69	68	66	68	74	82	85	84	78	72	69	69	74	1991～2020年	
雲量	9.2	9.0	7.8	6.7	6.9	7.5	7.8	7.3	6.7	6.7	8.3	9.2	7.8	1971～2000年	
日照時間(時)	27.2	46.7	111.0	170.7	194.6	170.4	155.6	163.1	153.9	121.3	55.3	26.4	1393.5	1991～2020年	
全天日射量(MJ/m ²)	3.7	6.4	11.4	15.7	18.2	18.9	17.9	15.9	13.2	9.0	4.6	3.1	11.5	1973～2000年	
風速 (m/s)	平均	4.4	4.6	4.3	4.5	4.3	4.3	3.8	3.5	3.6	3.8	4.1	4.6	4.2	1991～2020年
日最大	19.4	20.3	19.1	20.2	19.2	15.4	14.0	16.6	19.2	32.4	18.6	16.0	17.1	1990～2020年	
最多風向	北西	北西	北西	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	北西	北西	北西	北西	南南東	1991～2020年
降水量(mm)	120.2	87.4	68.1	59.3	65.9	60.7	94.5	130.1	149.8	128.0	148.2	138.5	1250.6	1991～2020年	
降雪深さの合計(cm)	146	114	60	3	—	—	—	—	—	—	—	24	108	454	1991～2020年
大気現象 (日)	不照	9.5	5.1	3.3	3.7	4.1	4.3	3.7	4.4	3.2	2.8	6.8	10.7	62.0	1971～2000年
	雪	28.9	25.5	22.4	6.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	13.0	25.5	122.9	1971～2000年
	霧	0.5	0.3	0.0	0.4	1.4	2.0	1.6	0.3	0.0	0.1	0.0	0.3	6.8	1971～2000年
	雷	0.2	0.1	0.2	0.2	0.6	0.6	0.8	1.3	1.9	3.2	1.7	0.4	11.1	1971～2000年
注)	露場標高	33.4m	(1989年9月までは15.8m)												
	風速計の高さ (地上高)	17.6m	(1989年9月までは9.9m, 1997年12月までは13.5m, 2008年9月までは13.4m, 2011年9月までは17.4m)												

第2.2.3表 気候表[概要]（小樽特別地域気象観測所）

要素	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年	統計期間
平均気温(℃)	-3.1	-2.7	0.8	6.5	12.1	16.0	20.2	21.7	18.1	11.8	4.9	-1.1	8.8	1991～2020年	
最高気温の平均(℃)	-0.5	0.2	4.1	10.9	16.9	20.4	24.2	25.6	22.3	15.9	8.3	1.6	12.5	1991～2020年	
最低気温の平均(℃)	-5.8	-5.7	-2.4	2.6	7.9	12.5	17.1	18.4	14.3	7.9	1.6	-3.8	5.4	1991～2020年	
相対湿度(%)	71	70	66	64	69	78	81	78	73	69	69	71	72	1991～2020年	
雲量	8.3	8.2	7.4	6.6	6.7	7.1	7.4	7.3	6.5	6.4	7.7	8.3	7.3	1961～1990年	
日照時間(時)	63.5	78.2	128.8	175.5	200.6	170.4	163.3	167.7	159.8	139.7	79.6	59.0	1586.2	1991～2020年	
全天日射量(MJ/m ²)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
風速(m/s)	平均	3.3	3.3	3.2	2.8	2.4	2.0	1.9	2.0	2.4	2.8	3.2	3.5	2.7	1991～2020年
	日最大	24.0	20.7	18.0	23.2	24.8	18.8	17.1	17.7	27.9	16.5	18.5	24.2	27.9	1943～1990年
最多風向	西南西	西南西	西南西	西南西	東北東	東北東	南西	南西	南西	西南西	西南西	西南西	西南西	西南西	1991～2020年
降水量(mm)	138.1	106.6	87.3	56.4	53.7	55.6	93.6	131.3	131.7	123.0	152.4	151.9	1281.6	1991～2020年	
降雪深さの合計(cm)	157	130	80	7	—	—	—	—	—	0	36	142	556	1991～2020年	
大気現象(日)	不照	5.5	3.5	3.1	3.3	3.7	3.5	3.6	3.5	3.0	2.6	4.2	5.4	44.9	1971～2000年
	雪	29.8	25.7	22.8	7.6	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	14.9	28.5	131.2	1999～2020年
	霧	0.2	0.1	0.3	0.3	0.8	0.9	1.5	0.1	0.0	0.0	0.0	0.2	4.5	1999～2020年
	雷	0.0	0.0	0.1	0.1	0.3	0.5	1.0	1.5	1.3	0.5	0.5	0.0	6.6	1961～1990年
注) 露場標高 風速計の高さ (地上高)															

第2.2.4表 日最高・日最低気温の順位(寿都特別地域気象観測所)

統計期間：1885年～2021年

極値の単位：℃

順位		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
最高気温	極 値	12.2	11.2	17.5	27.7	29.0	31.3	33.0	34.0	31.1	25.9	20.6	15.1	34.0	
	起 年	1903	1967	2018	1998	2019	2014	1924	1904	1933	1946	2003	1953	1904	
	日	24	23	28	21	27	4	20	20	1	3	3	1	8月20日	
最低気温	極 値	10.6	10.6	14.9	23.4	28.2	29.2	32.5	33.7	30.8	24.9	20.4	14.7	33.7	
	起 年	1903	1960	2015	2018	2019	2010	1924	1894	2020	2021	1944	1890	1894	
	日	25	25	28	21	26	28	28	7	8	4	2	14	8月7日	
最高気温	極 値	10.2	10.3	14.2	23.4	28.0	29.1	32.4	33.5	30.1	24.4	20.2	14.0	33.5	
	起 年	1916	1997	2008	2015	2019	2005	2000	2010	2012	2021	1940	1989	2010	
	日	9	25	23	27	25	23	31	6	18	10	6	4	8月6日	
最低気温	極 値	-15.7	-15.0	-11.4	-7.7	-1.4	2.7	7.1	10.8	4.8	-3.6	-9.0	-15.0	-15.7	
	起 年	1912	1893	1922	1929	1887	1923	1887	1956	1964	1924	1887	1937	1912	
	日	3	13	1	3	4	5	3	22	28	28	30	27	1月3日	
最高気温	極 値	-15.2	-14.4	-11.3	-5.8	-1.1	3.4	7.7	11.1	5.2	-3.5	-8.7	-13.9	-15.2	
	起 年	1902	1933	1922	1885	1935	1906	1925	1889	1898	1904	1971	1937	1902	
	日	24	11	2	2	6	1	13	7	26	30	29	26	1月24日	
最低気温	極 値	-15.1	-14.3	-11.0	-5.4	-0.9	3.9	8.1	11.2	5.6	-3.1	-8.2	-13.0	-15.1	
	起 年	1919	1931	1951	1893	1955	1981	1979	1887	1945	1924	1891	1984	1919	
	日	5	8	4	8	3	1	6	30	27	30	19	24	1月5日	

第2.2.5表 日最高・日最低気温の順位（小樽特別地域気象観測所）

統計期間：1943年～2021年

順位		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
最高気温	極値	11.0	12.1	16.9	27.6	30.2	31.8	34.2	34.9	33.6	25.7	21.8	15.2	36.2	
	起年	2009	2010	1997	1998	2019	2005	2000	2012	1978	2003	1954	2021		
	日	23	25	29	21	25	23	31	1	18	2	3	1	7月28日	
	極値	9.6	11.9	16.3	25.5	29.9	30.7	33.9	34.7	33.0	25.1	20.8	14.8	34.9	
極値	起年	2000	2010	2018	1961	2019	1991	2018	1978	2012	1987	1962	2021	2000	
	日	7	26	28	29	26	9	29	3	4	11	4	1	8月1日	
	極値	9.5	11.5	15.3	24.9	29.5	30.6	33.5	34.4	32.4	25.0	20.5	14.8	34.7	
	起年	1988	1960	1964	2018	1951	2009	1976	1999	2011	1994	2005	1954	1978	
最低気温	日	22	25	31	30	30	25	26	3	3	13	7	2	8月3日	
	極値	-18.0	-17.2	-14.1	-6.4	0.0	4.5	9.0	8.9	2.6	-1.4	-9.1	-13.5	-18.0	
	起年	1954	1978	1970	1964	1980	1981	1951	1971	1964	1955	1971	1952	1954	
	日	24	17	2	8	8	1	5	19	28	31	29	25	1月24日	
極値	起年	-17.2	-16.7	-13.1	-5.6	0.1	4.5	9.2	10.5	5.4	-0.8	-8.4	-13.2	-17.2	
	日	27	12	18	5	4	6	10	30	29	24	24	24	2月17日	
	極値	-16.4	-16.3	-12.9	-5.1	0.2	4.6	9.2	10.6	5.6	-0.6	-8.2	-13.0	-17.2	
	起年	1945	1945	1946	1970	1976	1954	1969	1948	1992	1950	1982	1984	1978	
極値	日	18	21	4	3	7	9	1	25	28	24	23	25	1月27日	

第 2.2.6 表 日最小湿度の順位（寿都特別地域気象観測所）
 統計期間：1950 年～2021 年
 極値の単位：%

順位		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
	極 値	1981	27	23	19	10	12	18	29	22	24	26	20	26	10
1	起 年	1997	1998	2018	2002	2015	2003	2001	2001	2005	1996	1996	2005	2018	2018
	日	5	25	24	29	3	1	6	19	20	26	4	7	4 月 29 日	
2	極 値	27	23	21	10	13	18	31	29	25	26	24	28	10	
	起 年	1954	1981	2003	2008	2016	2004	1960	2005	1992	1982	1957	2008	2008	
	日	7	26	22	23	21	3	3	24	18	22	4	10	4 月 23 日	
3	極 値	30	24	22	11	13	21	32	30	27	28	26	30	11	
	起 年	1983	2007	2008	2018	1994	2004	1993	1951	1958	2007	2015	2005	2018	
	日	29	26	22	30	13	17	2	11	15	12	4	8	4 月 30 日	

第 2.2.7 表 日最小湿度の順位（小樽特別地域気象観測所）
 統計期間：1950 年～2021 年
 極値の単位：%

順位		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
	極 値	1985	24	24	12	11	10	14	24	28	18	15	23	30	10
1	起 年	2002	2020	2019	2009	2004	1983	2004	1999	2003	1996	2002	2002	2009	
	日	25	13	31	18	9	17	3	14	13	21	4	3	5月9日	
2	極 値	27	25	16	11	11	15	26	28	19	18	26	32	11	
	起 年	2012	1989	2008	2002	2004	2004	2012	1979	2013	1984	2000	1981	2019	
	日	31	15	22	20	1	18	1	24	13	16	6	26	4月18日	
3	極 値	28	26	20	13	11	15	27	29	21	23	27	33	11	
	起 年	2003	2007	2002	2009	2002	2004	1969	1976	2008	2001	1984	1988	2004	
	日	29	26	26	30	17	3	9	27	9	20	10	4	5月1日	

第 2.2.8 表 日降水量の順位（寿都特別地域気象観測所）

統計期間：1885 年～2021 年

極値の単位：mm

順位		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
	極 値		47.0	45.5	62.5	54.0	119.0	68.3	157.5	206.3	150.0	87.5	55.0	52.6	206.3
1	起 年	2006	1972	2015	1947	1998	1886	1961	1962	2011	1991	1972	1925	1962	
	日	3	14	10	21	2	28	25	3	2	15	21	2	8 月 3 日	
2	起 年	1915	1972	1935	1890	2008	1904	2010	1975	2017	1979	1975	1935	1975	
	日	20	27	25	6	20	30	29	19	18	19	7	8	8 月 19 日	
3	起 年	1970	1915	2015	2013	1909	1938	1950	1981	1985	1890	1992	1944	1961	
	日	31	28	13	7	17	26	15	23	7	15	20	8	7 月 25 日	

第 2.2.9 表 日降水量の順位（小樽特別地域気象観測所）

統計期間：1943 年～2021 年

極値の単位：mm

順位		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
	極 値		60.5	59.5	75.0	48.3	58.0	95.6	105.7	161.0	112.0	96.0	68.5	51.5	161.0
1	起 年	1970	1994	2015	1956	1998	1967	1961	1962	1985	1979	1972	2021	1962	
	日	31	22	10	16	2	6	25	3	1	19	21	17	8 月 3 日	
2	起 年	1993	1972	1975	1982	2014	2017	1961	1975	2015	2006	2013	1989	1975	
	日	29	14	21	10	16	22	24	23	2	7	8	9	8 月 23 日	
3	起 年	1996	1972	1999	1947	1999	1998	2017	1981	1998	1957	1992	1977	1985	
	日	9	27	3	21	5	20	16	23	16	17	20	17	9 月 1 日	

第 2.2.10 表 1 時間降水量の順位 (東都特別地域気象観測所)
 統計期間：1938 年～2021 年

順位		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
	極 値														極 値 の 単 位 : mm
1	極 値	12.0	10.5	13.5	11.9	15.0	20.6	57.5	49.0	42.0	25.5	24.0]	13.0	57.5	
	起 年	2000	1974	2015	1953	1998	1957	1990	1973	1985	2005	2008	1962	1990	
2	極 値	19	1	13	23	2	19	25	10	7	2	7	30	7 月 25 日	
	起 年	2006	1967	1979	2017	2002	2020	2010	1947	1948	2003	1987	1990	1973	
3	極 値	3	22	20	18	31	27	29	1	13	29	5	1	8 月 10 日	
	起 年	1997	2015	2002	1988	2016	2007	1999	2010	1938	1980	1938	2015	1947	
日		2	8	21	14	31	15	29	24	16	21	8	16	8 月 1 日	

凡例 1: 資料不足値

第 2.2.11 表 1 時間降水量の順位（小樽特別地域気象観測所）
 統計期間：1943 年～2021 年

順位		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
	極 値														極 値 の 単 位 : mm
1	極 値	9.5	10.5	11.0	11.5	11.0	20.5	50.5	39.0	40.2	25.0	13.5	9.5	50.5	50.5
	起 年	1996	1981	2015	2017	1997	1967	2017	1955	1954	2000	1976	1972	2017	
2	極 値	8	13	10	18	8	6	16	18	11	1	4	1	7 月 16 日	
	起 年	1994	1972	1999	1956	1995	2013	1970	1973	1992	2011	1987	1989	1954	
3	極 値	8.5	6.5	9.0	10.0	10.0	10.5	18.0	32.0	38.0	33.0	17.5	13.0	9.0	40.2
	起 年	2010	2007	1979	1992	1987	1996	1946	2010	1985	2010	2006	1971	1955	
	日	13	4	17	24	13	19	23	8	1	26	7	3	8 月 18 日	

第2.2.12表 積雪の深さの月最大値の順位（寿都特別地域気象観測所）

統計期間：1885年～2021年

極値の単位：cm

順位		月	1	2	3	4	10	11	12	年
	極 値		170	180	189	106	8	55	165	189
1	起 年	日	1922	1945	1945	1957	1912	1962	1892	1945
	極 値		31	17	17	2	22	27	17	3月17日
2	起 年	日	1957	177	165	103	7	48	130	180
	極 値		142	177	165	103	7	48	130	180
3	起 年	日	1893	1933	1933	1934	1918	1892	1956	1945
	極 値		24	10	13	2	25	29	25	2月17日
4	起 年	日	141	169	144	100	6	34	97	177
	極 値		1893	1922	1893	1933	1904	1987	1946	1893
5	起 年	日	31	1	1	1	30	30	26	2月10日

第2.2.13表 積雪の深さの月最大値の順位（小樽特別地域気象観測所）

統計期間：1943年～2021年

極値の単位：cm

順位		月	1	2	3	4	10	11	12	年
	極 値	172	173	167	99	6	46	112	173	
1	起 年	1954	1945	1945	2005	1964	1953	2014	1945	
	日	31	19	2	1	25	21	26	2月19日	
	極 値	143	172	155	98	5	42	105	172	
2	起 年	2006	2006	2013	1994	2004	2000	1956	2006	
	日	9	10	10	1	27	28	24	2月10日	
	極 値	142	160	153	92	5	41	97	172	
3	起 年	1981	1954	2005	2013	1978	1947	1947	1954	
	日	31	1	4	1	29	19	23	1月31日	

第 2.2.14 表 最大瞬間風速の順位 (東都特別地域気象観測所)

統計期間：1885 年～2021 年

極値の単位：m/s

順位		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
極 値	風 向	46.3	36.4	37.6	41.0	44.9	40.3	33.6	38.7	53.2	40.0	36.1	38.3	53.2	
1	風 向	北西	西南西	西	南東	南南	南東	南東	南西	南東	北西	北北	北北	南西	
	起 年	1965	1973	1970	1974	1955	1945	1956	1970	1954	1956	1975	1965	1954	
	日	4	7	17	21	4	3	6	16	26	31	8	16	9月 26 日	
2	極 値	35.5	35.0	37.0	37.9	39.0	36.1	31.0	33.3	38.5	39.4	35.4	36.0	46.3	
	風 向	西北	北北	南東	南南	南	南南	南東	南南	南東	北北	北西	北西	北西	
	起 年	1979	2004	1978	1983	1986	1989	1982	1987	1949	1979	1969	1965	1965	
3	日	19	23	10	29	15	26	17	31	1	20	25	17	1月 4 日	
	極 値	35.0	34.5	35.0	37.5	37.4	33.3	29.2	32.7	35.0	37.0	35.3	34.3	44.9	
	風 向	北西	北西	北北	南南	南南	南東	南	南東	南	北西	南南	北北	南南東	
3	起 年	1965	1994	1978	1973	1981	1989	1983	2016	2004	1982	1993	1970	1955	
	日	2	22	1	25	11	25	4	30	8	25	14	13	5月 4 日	

第 2.2.15 表 最大瞬間風速の順位 (小樽特別地域気象観測所)

統計期間：1943 年～2021 年

極値の単位：m/s

順位		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
極 値	風 向	31.4	27.0	30.6	32.4	30.3	31.8	22.3	35.2	44.2	31.4	32.5	34.5	44.2	
1	風 向	南西	北	西北	南	南西	南南	東	南西	西南	西	南西	南南	西南	
	起 年	1983	2004	1991	1974	1952	1969	1992	1981	2004	1984	1982	2012	2004	
	日	27	23	7	21	14	9	18	23	8	28	30	6	9月8日	
2	風 向	南西	南南	西	西南	南	西南	東	南	西南	西南	西南	西南	西南	
	起 年	2003	1966	1970	2002	2007	2003	1982	1970	1954	2002	2005	2000	1954	
	日	28	8	17	18	1	3	17	16	27	2	29	24	9月27日	
3	風 向	南南	西南	南西	南西	南西	南西	南西	西南	西南	西南	南西	南西	西南	
	起 年	1985	2006	2010	1986	1951	1979	1994	1994	1987	1982	1997	1980	1981	
	日	10	27	21	9	6	11	4	7	1	27	27	4	8月23日	

第 2.2.16 表 最大風速の順位 (東都特別地域気象観測所)
 統計期間：1885年～2021年
 極値の単位：m/s

順位		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
	極 値	風 向	北	南 南 東	南 南 東	南 南 東	南 南 東	南 南 東	南 南 東	南 南 東	南 南 東	南 南 東	南 南 東	南 南 東	49.8
1	起 年	1939	1938	1937	1952	1895	1945	1936	1919	1954	1922	1922	1924	1924	1952
	日	9	17	24	15	18	3	3	18	26	26	8	10	4月 15日	
	極 値	32.2	30.9	34.8	33.9	35.1	34.7	27.0	26.4	36.8	32.0	31.7	29.7	42.0	
2	起 年	1965	1924	1898	1919	1955	1945	1895	1919	1921	1956	1923	1965	1954	
	日	4	8	27	10	4	2	3	17	26	31	25	16	9月 26日	
	極 値	32.2	30.6	33.8	32.2	35.0	29.7	26.2	25.6	36.3	30.7	30.2	28.1	40.5	
3	起 年	1938	1954	1926	1958	1936	1945	1956	1939	1902	1954	1928	1960	1939	
	日	26	27	25	25	20	18	6	6	28	3	3	18	1月 9日	

第2.2.17表 最大風速の順位（小樽特別地域気象観測所）

統計期間：1943年～2021年

順位		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
	極 値														
1	風 向	南 南 西	西南 西	西南 西	南 東	南 西	南 南 西	南 西	南 西	北 北 西	北 北 西	西北 西	西北 西	西北 西	南 西
	起 年	1948	1944	1951	1949	1952	1969	1950	1970	1954	1949	1951	1944	1954	
	日	6	25	31	4	14	9	1	16	27	30	26	7	9月27日	
2	風 向	南 南 西	南 西	南 南 西	南 南 西	南 西	南 西	南 西	南 西	南 西	南 西	南 西	南 西	南 西	南 西
	起 年	1958	1948	1946	1954	1952	1955	1949	1981	1959	1944	1945	1950	1952	
	日	2	21	4	22	13	7	18	23	18	8	7	9	5月14日	
3	風 向	南 西	北 北 東	西南 西	西南 西	南 西	南 西	南 南 西	南 西	南 西	北 北 東	北 西	北 東	北 東	西南 西
	起 年	1948	1956	1947	1947	1951	1951	1959	1960	2004	1955	1956	1945	1944	
	日	7	11	3	15	6	24	30	30	8	9	14	18	12月7日	

2.6 参考文献

- (1) 「日本の気候」
和達清夫監修, 昭和33年9月
- (2) 「日本気候表」
気象庁編集, 平成3年3月, 平成13年3月
- (3) 「北海道の気候」
札幌管区気象台編集, 昭和39年3月, 昭和48年4月, 昭和58年7月, 平成4年8月
- (4) 「泊発電所3号機 特別気象観測調査報告書」
財団法人 日本気象協会北海道本部, 株式会社 アイ・エス・ティ北海道, 平成10年3月
- (5) 「泊発電所3号機増設に伴う排ガス拡散の風洞実験」
財団法人 電力中央研究所, 平成11年4月

4. 水理

4.1 陸水

敷地は、積丹半島西側基部の海沿いに位置した標高 40～130m の丘陵地であり、地形は海岸へ向かってなだらかに傾斜している。

敷地を含む周辺の表流水のほとんどは、敷地北側の茶津川（流域面積 2.9km²）及び敷地東側の發足川（流域面積 18.2km²）に集まり、日本海へ注いでいる。

また、発電所構内の降雨水は、構内排水設備で集水し、海域へ排水される。

ダムについては、泊発電所から東約 8 km の地点に共和ダムが存在するが、発電所まで距離が離れており、発電所との間には丘陵地が分布している。

このような地形及び表流水の状況から判断して、出水により発電用原子炉施設等が影響を受けることはない。

4.2 海象

4.2.1 潮位及び流況

(1) 潮位

当地点近傍における潮位は、北海道開発局による敷地の南約 5 km に位置する岩内港の潮位観測記録（1961 年 9 月～1962 年 8 月、ただし最高潮位及び最低潮位は 1965 年 8 月～1996 年 12 月）によれば、下記のとおりである。

最高潮位	(H. H. W. L.)	T. P. 1.00m	(1987 年 9 月 1 日)
朔望平均満潮位	(H. W. L.)	T. P. 0.26m	
平均水面	(M. S. L.)	T. P. 0.21m	
朔望平均干潮位	(L. W. L.)	T. P. -0.14m	
最低潮位	(L. L. W. L.)	T. P. -0.36m	(1979 年 1 月 29 日)

(T. P. は東京湾平均海面)

(2) 流況

敷地前面の流況は、当社が行った 1997 年 1 月から 1997 年 12 までの流況観測記録（海面下 2 m）によれば、流速は、10cm/s 未満の出現頻度が高くなっている。また、流向については、各季節ともほぼ沿岸地形に沿った流れが卓越しており、北流及び南流の傾向がみられる。

6. 社会環境

6.4 交通運輸

発電所に近い鉄道路線には、北海道旅客鉄道株式会社函館本線（函館～旭川）があり、発電所の最寄りの駅は小沢駅である。

主要な道路としては、国道 5 号（札幌～函館）、国道 229 号（小樽～江差）及び国道 276 号（江差～苫小牧）があり、国道 229 号は国道 276 号及び道道 269 号により国

道 5 号に連絡している。

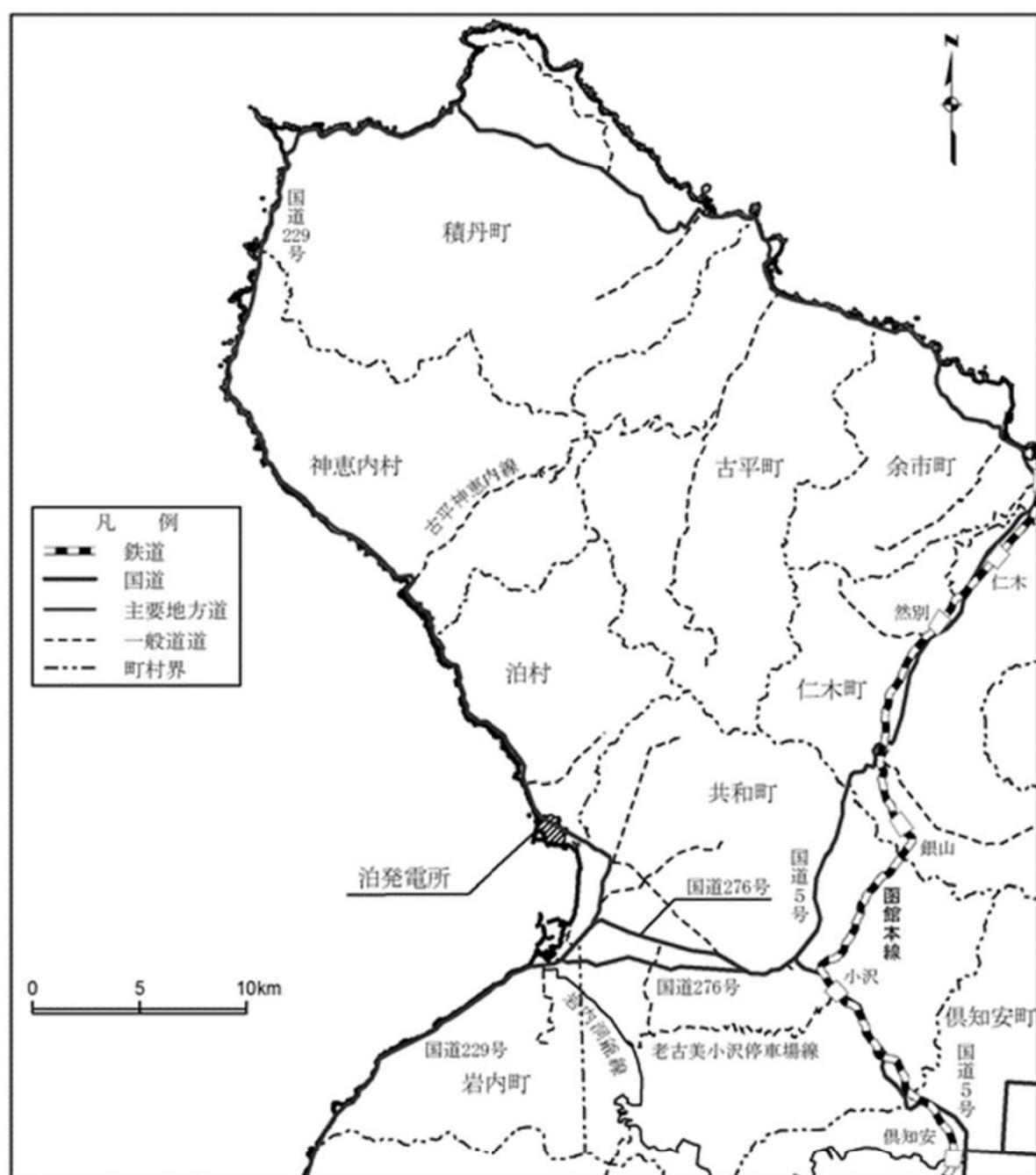
敷地の最寄りの港湾には、地方港湾として南方向約 5 km に岩内港がある。

なお、発電所への大型重量物の運搬は発電所前面に設けた荷揚施設により、海送搬入するが、周辺にはフェリー航路はない。

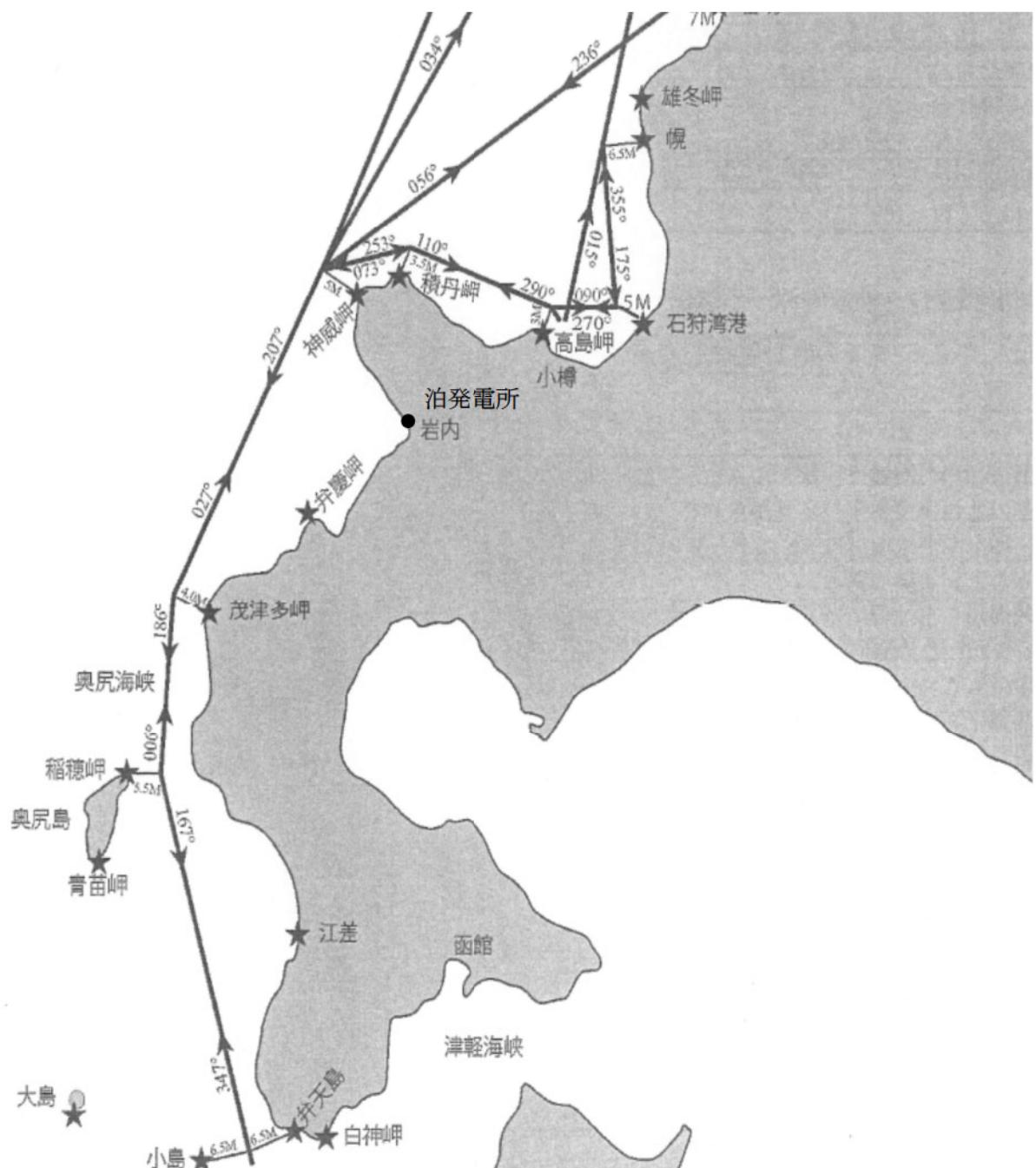
航空関係としては、発電所付近に飛行場はなく、発電所上空に航空路も通っていない。最寄りの飛行場としては東北東方向約 70km に札幌空港、東南東方向約 100km に新千歳空港及び航空自衛隊の千歳飛行場がある。

また、発電所上空域に自衛隊の訓練空域があるが、航空機は原則として原子力関係施設上空を飛行することを規制されている。

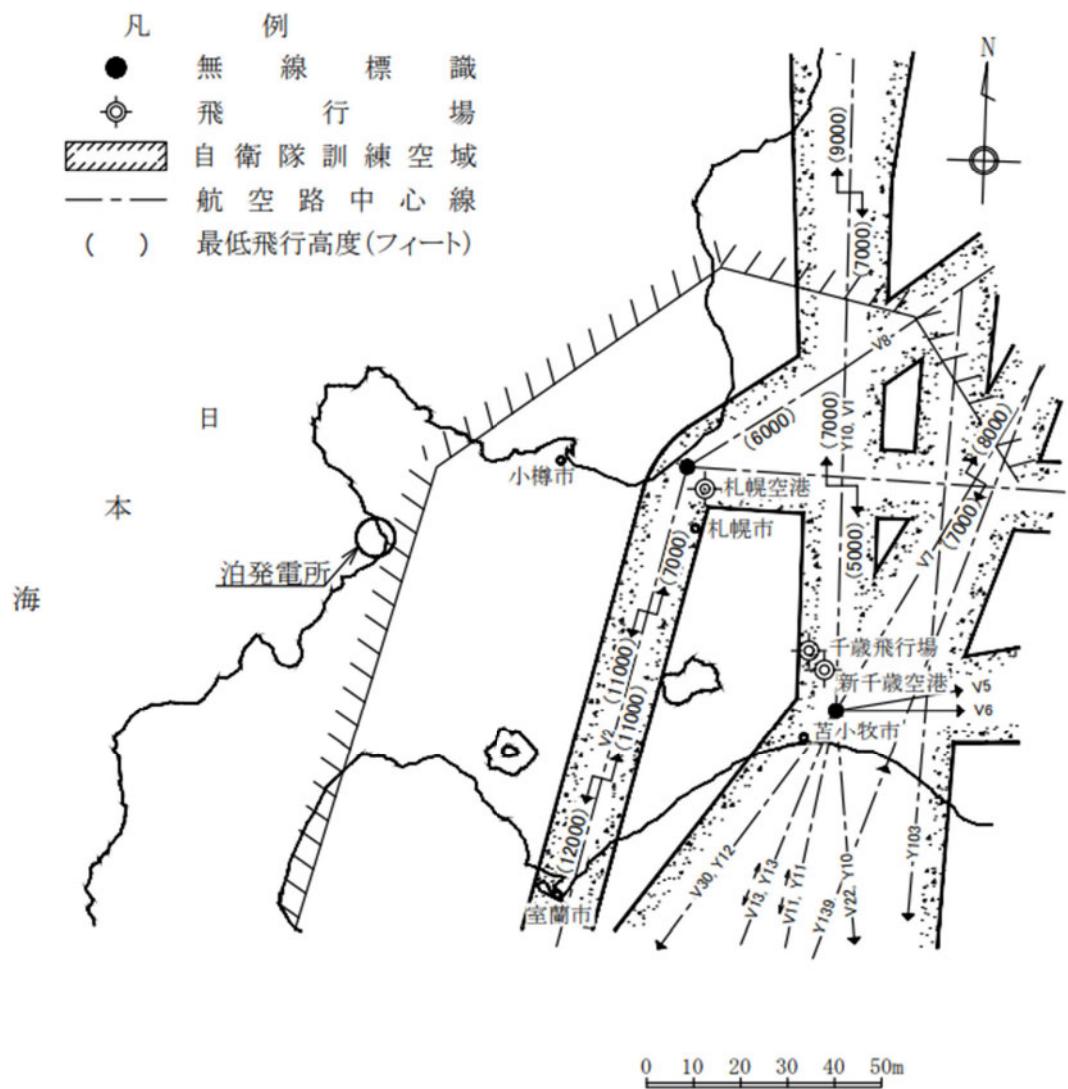
発電所周辺の鉄道及び主要道路を第 6.4.1 図に示す。また、発電所周辺の海上交通を第 6.4.2 図に、発電所周辺の航空路を第 6.4.3 図に示す。



第6.4.1図 発電所周辺の鉄道及び主要道路



第 6.4.2 図 発電所周辺の海上交通
(北海道沿岸水路誌 2019 年 3 月刊行に加筆)



第 6.4.3 図 発電所周辺の航空路

6.7 参考文献

- (1) 「平成 7 年国勢調査報告」
総務庁統計局
- (2) 「平成 9 年度北海道学校一覧」
北海道教育庁企画総務部教育政策室
- (3) 「第104回北海道統計書（平成 9 年）」
北海道企画振興部統計課
- (4) 「平成 9 年後志の統計」
北海道後志支庁地域政策部振興課
- (5) 「北海道農林水産統計年報（農業統計市町村別編）平成 7 年～8 年」
農林水産省北海道統計情報事務局
- (6) 「北海道農林水産統計年報（農業統計市町村別編）平成 8 年～9 年」
農林水産省北海道統計情報事務局
- (7) 「平成 7 年版北海道水産統計」
北海道水産部漁政課
- (8) 「平成 8 年版北海道水産統計」
北海道水産林務部企画調整課
- (9) 「第 4 次後志広域市町村圏振興計画書（平成10年度～平成19年度）」
後志広域圏振興協議会
- (10) 「泊村総合計画（平成 3 年度～平成12年度）」
北海道泊村企画振興課
- (11) 「AIP-JAPAN」
国土交通省航空局、令和 5 年 3 月

10. 生物

10.1 海生生物

泊発電所 3 号炉増設に伴う環境影響調査において、魚等の遊泳動物に関する漁獲調査を実施している。その結果は以下のとおりである。

底建網調査における四季を通じての総出現種類数は 32 種類であり、季節別には冬季が 12 種類、春季が 15 種類、夏季が 16 種類、秋季が 17 種類である。

主な出現種は、クロソイ、ホッケ、マフグ等である。

さけ定置（小型定置網）調査における平均出現個体数は、前期が 63 個体／網、中期が 893 個体／網、後期が 114 個体／網である。

なお、泊発電所の前面海域において、クラゲが確認されることがあるが、出力制限を伴うようなクラゲの大量発生の実績はない。

1.4 設備等

該当なし